

### **III. 平成16年度における取組み**

(平成16年度の検討の目的)

- 平成16年度においては、「介護サービス情報の公表」の制度化に向けて、平成15年度に本調査研究委員会が報告した「中間報告書」の検証及び新たなサービスに係る事業所情報公表項目の検討を行うため、以下の取組みを行った。

(注) 「中間報告書」における「事業所情報開示項目」は、「事業所情報公表項目」に名称を改める。

#### **1. 調査研究委員会における検討**

- 調査研究委員会においては、平成16年度も継続して「介護サービス情報の公表」の具体的な内容に関する各事項についての検討を行うこととした。特に、平成16年度においてはモデル事業を実施することを踏まえ、調査研究委員会の下に「検証・評価小委員会」を設け、「事業所情報公表項目」に関する事項、「調査員養成」に関する事項等についての検証を行うこととした。
- 平成16年度においては、介護保険制度の見直しに向けて社会保障審議会介護保険部会での検討が進められていたことから、この検討の進捗状況等も踏まえながら、「介護サービス情報の公表」に関する検討を進めることとした。
- 調査研究の進め方としては、平成15年度の「中間報告書」

の検証を目的としたモデル事業を実施し、その検証結果から「中間報告書」の各事項の検討を深めるとともに、新たに、居宅介護支援、特定施設入所者生活介護（軽費老人ホーム）及び訪問看護の3サービスに係る事業所情報公表項目の検討を開始することとした。

- これらの検討結果を踏まえ、この2年間取り組んできた「介護サービス情報の公表」の具体的な内容について、一定の検討成果の集大成となる報告書を取りまとめることとした。

## 2. 検証・評価小委員会の設置

- 平成15年度の「中間報告書」を踏まえたモデル事業の結果を集積・分析し、事業所情報公表項目、調査員要件、調査員養成研修カリキュラム等に関する検証、平成16年度に新たに作成する事業所情報公表項目との調整等を行うことを目的として、「検証・評価小委員会」を設置した。
- 「検証・評価小委員会」は、本委員会の委員、各サービスの事業所情報公表項目及び調査員養成研修カリキュラムを検討する部会長のほか、モデル事業の結果の集積・分析を適切に行うための統計調査の専門的知識を有する者等により構成した。

## 3. 部会の設置

- 「介護サービス情報の公表」は、全ての介護保険サービスを

対象とする仕組みであることから、平成15年度から継続する訪問介護・訪問入浴介護部会、福祉用具貸与部会、通所介護部会、特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）部会、介護老人福祉施設部会、介護老人保健施設部会及び調査員養成部会の7部会に加え、新たに居宅介護支援部会、特定施設入所者生活介護（軽費老人ホーム）部会及び訪問看護部会の3サービスに係る事業所情報公表項目の検討を行うための部会を設置した。

- 各サービスの部会は、当該サービスに関する学識経験者を部会長とし、原則として、学識経験者、サービスの有識者、消費者（利用者）団体から推薦を受けた者又は利用者支援の立場の者、事業者団体等からの推薦を受けた者などにより構成した。
- 部会における検討は、2度にわたるモデル事業の検証結果を踏まえながら進める必要があったことから、平成15年度から継続する7部会については年度当初から設置し、1次モデル事業の結果を受けた「事業所情報公表項目」の見直しを行うとともに、2次モデル事業の結果を受けてさらに見直しを行うこととした。新3部会については、1次モデル事業の検証結果を受けて、検討を開始することとした。各部会においては、延34回にわたる精力的な議論を重ねてきた。

#### 4. モデル事業の実施

- 「中間報告書」の検証に当たっては、次のとおり、全国的な規模で2度にわたり実施したモデル事業の結果等を検証しながら、具体的な課題を抽出して行った。

## (1) 1次モデル事業の結果概要

### (1次モデル事業の概要)

- 「介護サービスの情報開示の標準化1次モデル事業」（以下、「1次モデル事業」という。）は、極めてタイトなスケジュールの中で、宮城県、茨城県、富山県、愛知県、滋賀県、広島県及び福岡県の7県の協力を得ながら、社団法人シルバーサービス振興会において実施し、多くの貴重な検証結果が得られた。
- 1次モデル事業は、主に、平成15年度に検討された訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与、通所介護、特定施設入所者生活介護（有料老人ホーム）、介護老人福祉施設及び介護老人保健施設の7サービスの事業所情報公表項目（基本情報項目・調査情報項目）の妥当性や技術的課題を把握することを目的として実施した。
- 1次モデル事業の調査員は、7県より、7サービスごとに2名を基本とし、96名を選出した。特に、1次モデル事業では、事業所情報公表項目の妥当性等を把握する必要性を考慮し、各サービスについて一定の知識を有する者を調査員として実施した。  
また、介護サービス事業所については、同様に96事業所に協力を依頼した。
- 1次モデル事業の流れは以下のとおりである。
  - 7県担当者会議

1次モデル事業の全般的な実務等の徹底・確認を目的として実施。

- ・調査員養成研修

1次モデル事業の調査員として必要な知識等の習得を目的として、3日間のカリキュラムで実施。

- ・事前説明会

調査員に対して、訪問調査前に、調査員の実務等の最終的な徹底・確認を行うことを目的として実施。

- ・訪問調査

調査員が、担当のサービスごとに、協力事業所において訪問調査を実施。

- ・検証会議

7県ごとに、サービスごとの調査員及び協力事業所の参加の下、事業所情報公表項目等についての意見・課題等を収集することを目的として実施。

#### (1次モデル事業の結果概要)

- 1次モデル事業の結果として、事業所情報公表項目に関して、調査員、協力事業所等から、主に次のような意見が得られた。

#### (事業所情報公表項目に関する主な意見)

- ・全体として項目数が多い。
- ・項目の表現（文章全体、カタカナ用語等）が専門的である

項目や、同じ意味なのに表現が異なる項目がある。

- ・ 介護保険の指定事業者として当然行われていることを事実確認する必要はない。
- ・ 「判定基準」及び「客観的判定材料」において妥当性がないと思われる項目がある。
- ・ 「判定基準」や「客観的判定材料」において事実確認する内容の表現が曖昧であるために、調査員の主観的判断・評価を招いてしまうと思われる項目がある。
- ・ 一つの項目の中で複数の内容を求めている項目（ダブルバーレル）や「両方とも必要（And）」なのか「いずれかが必要（Or）」なのかが明確でない項目がある。
- ・ 介護サービス事業所が主体的に取り組むことが困難な取組みを求める項目（サービス担当者会議への参加等）がある。
- ・ そもそも事例が生じていない場合、「現に行われていない」と判定されてしまう項目（身体拘束の事例等）がある。
- ・ 調査員及び協力事業所において、「介護サービス情報の公表」の趣旨・目的、各項目の理解を深めるための取組み（解説書等の作成・普及）が必要ではないか。

## (2) 都道府県モデル事業の結果概要

(都道府県モデル事業（2次モデル事業）の概要)

- 「都道府県モデル事業」（以下、「2次モデル事業」という。）は、国庫補助事業として、全国43都道府県が実施主体となり、極めてタイトなスケジュールの中で実施され、多くの貴重な検証結果が得られた。

なお、本調査研究委員会においては、国を通じて、当該2次モデル事業の結果の提供を受け、検討を行った。

- 2次モデル事業においては、実施体制、実施方法、1次モデル事業の結果を受け見直した7サービスの事業所情報公表項目（基本情報項目・調査情報項目）、調査員要件、調査員養成研修カリキュラム等の検証が行われた。

- 2次モデル事業の調査員は、調査員の資格要件を検証するための一定の要件に基づいて、各サービス4名を基本とする延べ1,024名が選出されて実施された。

また、介護サービス事業所については、一定の要件に基づいて、977事業所の協力を得て実施された。

- 2次モデル事業の流れは以下のとおりである。

- 基礎研修の実施

都道府県ごとに、介護保険制度に関する基礎知識等の習得を目的として実施。

- ・中央研修の実施

2次モデル事業の調査員として必要な知識等の習得を目的として、7サービスごとに3日間のカリキュラムで実施。  
(社団法人シルバーサービス振興会が実施)

- ・事前説明会

調査員及び協力事業所に対して、訪問調査前に、2次モデル事業の目的、実務等の最終的な徹底・確認を行うことを目的として実施。

- ・訪問調査

調査員が、担当のサービスごとに、協力事業所において訪問調査を実施。

- ・検証会議

43都道府県ごとに、サービスごとの調査員及び協力事業所の参加の下、実施体制、実施方法、事業所情報公表項目、調査員要件、調査員養成研修カリキュラム等についての意見・課題等を収集。

- ・報告書の提出

調査員及び協力事業所からの意見並びに都道府県からの意見等をとりまとめた報告書を国へ提出。

#### (2次モデル事業の結果概要)

- 2次モデル事業においては、実施体制、実施方法、事業所情報公表項目、調査員要件、調査員養成研修カリキュラム等に関する検証を実施し、主に次のような結果が得られた。

### 《実施体制関係》

- ・ 都道府県内全ての介護サービス事業所を対象とする取組みを考慮すると、都道府県自らが実施主体となることには困難が伴うものと考えられる。

### 《実施方法関係》

- ・ モデル事業の運営は、全国的に、概ね順調に行われ、実施方法に大きな問題はないことが把握された。
- ・ 事業所調査は、介護サービス事業所の負担感はあるが、サービスの質の向上には資するとの意見が多く寄せられた。
- ・ 2名1組の調査員が訪問調査を行うことは、概ね妥当との意見が多く寄せられた。
- ・ 協力事業所には、同業他社の調査員に係る抵抗感が強く見られた。
- ・ 訪問調査の所要時間は、いずれのサービスについても、平均約3時間から5時間程度であった。
- ・ 訪問調査の日数は、2日間は不要との意見が多く寄せられた。

### 《事業所情報公表項目関係》

- ・ 調査情報項目については、2名の調査員間で確認結果が異なる項目がある。
- ・ 協力事業所と調査員間で確認結果が異なる項目がある。

- ・ほとんどの協力事業所において、確認材料「あり」となる項目がある。
- ・ほとんどの協力事業所において、確認材料「なし」となる項目がある。
- ・調査員の事実確認において、確認作業に手間取る項目がある。
- ・例えば、研修の実施状況を確認する項目において、介護サービス事業所の研修への取組みを求める項目と職員の研修履修状況を求める項目とがあるなど、調査手法や確認すべき事項が異なる場合がある。
- ・例えば、「定期的に行っている」などのように頻度を問う場合において、頻度の確認方法が明確でない項目がある。
- ・例えば、実施する仕組みはあるが、該当事例が無いために、「実施していない」との調査結果となる項目がある。

#### 《調査員要件関係》

- ・調査員は、調査対象サービスに係る専門知識を予め有する者が適当との意見が多く寄せられた。
- ・調査員は、実務経験を有する者が適当との意見は半数に満たなかった。
- ・調査員については、専門知識等に関する要件を段階設定し調査を実施した結果、調査結果に著しい相違は生じないことが把握された。

### 《調査員養成研修カリキュラム関係》

- ・ 調査員養成研修カリキュラムについては、概ね妥当との意見が多く寄せられた。
- ・ 調査員養成研修においては、事業所情報公表項目の理解に関するカリキュラムが重要との意見が多く寄せられた。

## 5. モデル事業の結果を踏まえた検討

- 本調査研究委員会においては、1次モデル事業及び2次モデル事業の結果等を踏まえ、検証・評価小委員会及び各部会における検討を通じて概ね次のような検討を行った。

### 《実施体制関係》

#### (実施主体)

- 都道府県単位において実施体制を構築するに当たっては、事業の円滑な実施が図られることに配慮することが適当である。従って、都道府県が自ら実施する体制のほか、都道府県ごとの実情に応じて、業務を外部化する体制についても柔軟に認めることが適当である。

なお、いずれの場合であっても、「介護サービス情報の公表」の趣旨・目的に沿った基本的な要件を満たすことを前提とすることが適当である。

## 《実施方法関係》

### (情報の公表の頻度)

- 利用者による介護サービス事業所の選択に資する情報は、可能な限り新鮮な情報であることが必要である。しかしながら、モデル事業の検証結果から得られた介護サービス事業所の意見としては、サービスの質の向上には寄与するとの意見が多く寄せられているものの、調査を受けることに関する負担感があるとの意見も寄せられていることから、過度の負担は避けることが望ましい。これらを勘案すると、情報の公表の頻度は年1回とすることが適当である。

### (訪問調査の人数)

- 訪問調査は、客觀性・公平性を確保するため、複数の調査員で実施することが適當である。また、モデル事業においても2名1組で行うことが概ね適當との意見を得られたところであり、当面、2名1組で実施することが適當である。

### (訪問調査の調査員の構成等)

- モデル事業においては、調査員の要件について、調査対象サービスに係る専門知識を予め有する者が適當との意見が多いことを踏まえ、当面、2名のうち1名は介護サービスに関する知識を有する者（介護支援専門員等）とすることが望ましい。また、調査員は、調査の過程において調査対象事業所の有する秘密を知りうる立場となる。このことについて、モデル事業においては、同業他社の調査員が調査を行うことについての抵抗感があった。このため、訪問調査に当たる調査員は、調査対象サービスを提供する法人の役員、職員、血縁関係者等でない

ことが適当である。

(訪問調査の期間)

- 訪問調査については、介護サービス事業所における過度の負担を避けることが望ましい。モデル事業の調査では、いずれのサービスについても、平均約3時間から5時間程度で終了しており、また、調査日数として2日間は不要との意見が多いことを考慮すると、訪問調査の日数は、原則1日とすることが適当である。

《調査員要件関係》

(研修の受講要件)

- モデル事業においては、調査対象サービスに係る専門知識等に関する要件を段階設定し、当該段階に応じた調査員による調査を実施したが、調査結果には当該要件に応じた著しい相違は認められなかった。また、全ての介護サービス事業所を対象とする調査員数の確保に当たっては、その実現性に特に留意する必要がある。このようなことから、調査員の受講要件としては、資格、現場経験等を特に定めないことが適当である。

ただし、訪問調査に当たっては、2名1組のうち1名は介護支援専門員等とすることが望ましいことから、調査員養成に当たっては、当面、一定数の介護支援専門員等を確保する必要がある。

## 《調査員養成研修カリキュラム関係》

### (カリキュラムの見直し方針)

- 調査員養成研修については、モデル事業において都道府県ごとに行われた基礎研修を含め4日間程度のカリキュラムで実施し、概ね妥当との結果が得られたことを踏まえ、モデル事業の調査員養成研修カリキュラムをベースに調査員養成部会において検討した結果、4日間程度のカリキュラムとした。
- 調査員養成研修においては、特に、事業所情報公表項目の理解に関するカリキュラムが重要であることから、当該カリキュラムについては、サービスごとに4時間とした。

## 《事業所情報公表項目関係》

### (1次モデル事業後の見直し)

- 検証・評価小委員会において、項目の表現を見直すことや具体的な事実確認の方法を明確にすること、調査票を工夫することなどが検討され、各部会において具体的な見直し作業が行われた。
  - ・ 各サービスに共通すると思われるものについては「共通項目」として設定することとした。
  - ・ 各項目の見直し及び項目数の加減については、調査票の集計分析結果や各県における検証会議での調査員、協力事業所の意見等を踏まえて各部会において検討することとした。

- ・ 基本情報項目については、介護サービス事業所が記入するに当たり、記入内容について迷う項目や、記入漏れなのか記入する内容が無いのか不明確となる項目等の問題が把握され、各部会において検討することとした。
- ・ 調査情報項目については、特に、「判定基準」や「客観的判定材料」の表現の曖昧さ等があるために、調査員が主観的な判断・評価を行わざるを得ない項目があるといった問題が把握され、各部会において検討することとした。  
また、「判定」という表現が評価を連想させ誤解を招きやすいとの判断から、2次モデル事業の調査票においては、それぞれ「判定基準（確認事項）」及び「客観的判定材料（確認のための材料）」と表現を改めることとした。

#### （2次モデル事業後の見直し）

- 検証・評価小委員会において、次のような基本方針が検討され、各部会において具体的な見直し作業が行われた。
- ・ 各サービスに共通する「共通項目」については、各部会で検討し、サービスごとの特性によって共通とすることが困難な項目に限り、検証・評価小委員会及び本調査研究委員会の承認を経て共通としないことができる。  
また、介護保険制度の見直しの方向性や今後の高齢社会を展望し、当面、「認知症（痴呆）ケア」に関連する項目についても共通項目とすること。
- ・ 各項目の見直し及び項目数の加減については、調査票の集計分析結果や各県での検証会議における調査員、協力事業所からの意見等を踏まえて、ほとんどの介護サービス事業

所において実施されている事項、ほとんどの事業所において実施されていない事項については、各部会において必要性を判断すること。

また、協力事業所と調査員間又は2名の調査員間において調査結果が異なる項目、調査員が「確認作業に手間取った」項目などを中心に、各部会において項目の見直し作業を進めること。

- ・ 例えば、研修の実施状況を確認する項目については、「研修を実施している」という介護サービス事業所の取組状況の事実確認を行うこととし、職員の研修履修状況等の事実確認は行わないこと。また、類似する項目もこの方針により整理すること。
- ・ 例えば、「定期的に行っている」などのように明確に確認の対象期間を定めていない項目については、前回調査時点から今回調査時点までを確認の対象期間とすること。ただし、初回調査においては、過去一定期間内において実績が確認できればよいこと。
- ・ 例えば、実施する仕組みはあるが、該当事例が無いために「実施していない」との調査結果となる項目については、「該当なし」の項目を設けることについて、各部会において検討し、真に必要な場合に限り設定すること。
- ・ 「中間報告書」において、これまで「判定基準」及び「客観的判定材料」としていた表現については、判定という表現が評価を想定させ誤解を招きやすいとの判断から、それぞれ「確認事項」及び「確認のための材料」と表現を改めること。

- ・「確認事項」に対する「確認のための材料」が1対1の場合又は1対多数の場合が混在している項目、「確認事項」にある内容と「確認のための材料」にある内容の位置付けが逆転している項目、サービスごとの項目数の差等については、最終的に調整を行う必要があること。

(本調査研究委員会における検討)

- 本調査研究委員会においては、1次モデル事業及び2次モデル事業の結果、検証・評価小委員会及び各部会における検討結果等を受けて、次のような審議結果を得た。
  - ・事業所情報公表項目については、特にモデル事業における妥当性や技術的課題の検証結果、調査員の訪問調査の業務量等も勘案しながら、サービスごとにその内容、項目数等の検討を行うことが適当である。
  - ・基本情報項目については、フォーマット及び単位等の表現方法についてルール化することが適当である。
  - ・調査情報項目については、項目を大項目、中項目、小項目に分類した上で、小項目ごとに調査員が事実確認を行う「確認事項」及び「確認のための材料」を設定することが適当である。ただし、大項目については、全てのサービスにおいて「I. サービスの内容・水準の確保」と「II. サービスの質を確保するための組織・運営」の構成を共通とすることについて改めて確認した。
  - ・「基本情報項目」及び「調査情報項目」のいずれについても、全てのサービスに共通する項目は「共通項目」として

設定することが適当である。なお、サービスごとに必要性を検討し、サービスの特性によって共通とすることが困難な場合に限り、共通としないこともあり得る。